

【3】 雨安居地伝承と原始仏教聖典中の釈尊雨安居地の矛盾点

〔0〕 原始仏教聖典中の釈尊の雨安居記事と雨安居地伝承の齟齬を示す。【論文5】の繰り返しになるところもあるが、【論文5】の時点では聖典記事の整理が未だ不完全であったため、ここに再びとりあげて整理しなおすことにしたい。

注意すべきこととして、雨安居地伝承とパーリ聖典の記事の間に齟齬があっても、その対応する漢訳聖典記事では矛盾が生じないケースがある。また聖典記事における釈尊の雨安居への言及の確実さが一様ではなく、解釈によっては雨安居と結びつかない、あいまいな記述もある。【資料集5】ではある聖典中の記事が釈尊の雨安居記事であると判断する根拠となる表現様式を、その確実さの度合いに従って①～⑮の番号を付して整理し、以下のものとしている。以下の論述において（ ）内の番号は以下の表現様式との対応を示す。

- ① 釈尊が某処で雨安居を過ごされたと明記される場合
- ② 釈尊が某処で自恣の日を迎えられたとする場合
- ③ 釈尊が某処におられた時、某比丘が某処で雨安居を過ごしたという場合
- ④ 釈尊が某処におられた時、某比丘が作衣を行っていたという場合
- ⑤ 釈尊がA 処におられた時、某が釈尊にB 処で雨安居されるよう要請して受諾される場合
- ⑥ 某比丘が雨安居に入るために某処におられる釈尊に会いに来たという場合
- ⑦ 某比丘が雨安居を終えて某処におられる釈尊に会いに来たという場合
- ⑧ 釈尊が3ヶ月乃至4ヶ月間、もしくはそれ以上の期間（例えば7ヶ月）、某処に留まっておられたという場合
- ⑨ 釈尊が某処におられた時、某比丘が3ヶ月乃至4ヶ月間、某処に留まっていたという場合
- ⑩ 四月葉の自恣請に関するもの
- ⑪ 釈尊がコームディー（*komudī* カッティカ月の満月の日＝古代の中国暦の8月15日）を迎えられた場合
- ⑫ 釈尊のもとに到来した某比丘に対して、釈尊が「がまんでできるか。元気にしているか。労苦なくやって来られたか。どこからやってきたのか」（*kacci bhikkhu khamanīyaṃ, kacci yāpanīyaṃ, kacci appakilamathena addhānaṃ āgato, kuto ca tvaṃ bhikkhu āgacchasi*）などと声をかける場合
- ⑬ 釈尊のもとに至った某比丘が「我々は久しく釈尊に直面して法話をお聞きしていない。」（*cirassutā kho no bhagavato sammukhā dhammī kathā*）と阿難などにうたえる場合
- ⑭ 釈尊が某処におられた時、某比丘が雨安居に入ろうとしていたという場合
- ⑮ 釈尊が阿難に周辺の諸比丘を講堂に集めさせて説法する場合

〔1〕 第一の矛盾点は、原始仏教聖典中に釈尊の雨安居として記述されている地が、雨安居地伝承に挙がっていないことである。雨安居地伝承は釈尊の成道後の45年の雨安居地をもらさずリストアップした伝承であるため、原始仏教聖典において釈尊が雨安居を過ごした

とされる地が雨安居地伝承に挙げられなければ、それは齟齬である。そのような地としては以下のものがある。これらの地は南伝系、北伝系両方の雨安居地伝承に挙がっていない地である。なお釈尊のある事績をそれが釈尊の雨安居時のこととする文献が齟齬を来たすのであり、雨安居としない場合は齟齬ではないことに注意を要する。

[1-1] パーリ資料と漢訳資料が共通する雨安居地

ヴィデーハ【1】 - 《5》

『中阿含経』161「梵摩経」（大正01 p.685上）：釈尊がヴィデーハ（鞞陀提）国を遊行しておられた時に、ミティラー（弥薩羅）にあったブラフマーユ（梵摩）という名のバラモンが、釈尊のことを耳にしてその三十二大人相を確かめようと、弟子のウッタラ・年少バラモン（優多羅摩納）を釈尊のもとに派遣する。ウッタラ年少バラモンは「夏四月」の間、釈尊に付き従い、夏四月を過ぎてミティラーに帰ってブラフマーユに報告する（①）。釈尊もミティラーに到来し、ブラフマーユを優婆塞にする。

この記事によれば釈尊がヴィデーハ国のいずこか、ただしミティラー以外の場所で「夏四月」の雨安居を過ごしたことになる。雨安居地伝承にヴィデーハ国は含まれていないので齟齬である。

対応経の *MN.091 Brahmāyu-s.* (vol. II p.133) ウッタラが釈尊に付き従った期間を「7ヶ月」(satta māsaṇi) とする。またミティラーに滞在した期間は「7日」とされる。この「7ヶ月」が雨安居時のことであるか否かは明確ではないが、何処かに7ヶ月滞在されたとする記事を聖典中では他に見出すことができないこともあり、7ヶ月の間ヴィデーハ国内にあったのであれば、釈尊はヴィデーハ国のいずこかで雨期を過ごしたのではないかと考えられる（⑧）。

[1-2] パーリ資料と漢訳資料の一部が共通する雨安居地

釈迦国・ヴェーダンニャのアンバ林、釈迦国・サーマ村：ヴァッジ国・舎弥村【2】 - 《1》

ニガンタ・ナータプッタの死の知らせをもって、雨安居終了後にチュンダ沙弥がパーヴァーから、まず阿難のもとを訪れ、それから二人そろって釈尊のもとに至る（⑦）という記事である。

これをパーリ資料と漢訳資料が共通して伝えているが、細部が異なり、特に釈尊と阿難の所在が異なっている。またパーリにおいても伝承が2種ある。

DN.029 Pāsādika-s. は、釈尊の所在を釈迦国のヴェーダンニャという釈迦人のアンバ林とし、阿難の所在をサーマ村とする。

『長阿含経』017「清浄経」は釈尊と阿難の所在を「迦維羅衛國・緬祇優婆塞林中」とする。「緬祇」が「ヴェーダンニャ」に対応するならば、これはカピラヴァットウ中の地と見なされていることになる。*DN.029*のサーマ村に対応する地は記されていない。

MN.104 Sāmagāma-s. は釈尊と阿難の所在を釈迦国のサーマ村とする。

『中阿含経』196「周那経」も釈尊と阿難の所在を「舎弥村」とするが、これをヴァッジ(跋耆)国中の地とする。

『息諍因縁経』は釈尊と阿難の所在を「舎摩迦子聚落」とするのみで、釈迦族の地とはされていない。

雨安居地伝承が示す釈尊の雨安居地の中、釈迦族の地はカピラヴァットゥのみである。ここに挙がるヴェーダンニャやサーマ村がたとい釈迦族の地であっても、カピラヴァットゥでなければ、雨安居地伝承には挙げられていない地であることになり、齟齬である。またヴァッジ国の「舎弥村」にしても「舎摩迦子聚落」にしても雨安居地伝承には対応する地名が挙がらない。『長阿含経』107の記事のみは、緬祇をカピラヴァットゥ中の地とするので、雨安居地伝承との齟齬はない⁽¹⁾。

- (1) *DN.029*と『長阿含経』「清浄経」では、釈尊の所在はヴェーダンニャであり、阿難の所在はサーマ村である。*MN.104 Sāmagāma-s.*と『中阿含経』196「周那経」は、釈尊と阿難の両者の所在をサーマ村とする。ヴェーダンニャのアンバ林とサーマ村が同一、または近い地であれば、この両伝に整合性が見出せるが、別の地であるかもしれない。

なおヴェーダンニャのアンバ林とサーマ村はアッタカターでは以下のように註釈されている。*DN.029*には「ある時、世尊は釈迦国の『ヴェーダンニャ』と呼ばれる釈迦族の家族の所有するアンバ林中の高殿におられた」(ekam samayaṃ bhagavā sakkesu viharati vedhaññā nāma sakyā, tesam ambavane pāsāde)とあり、*DN-A.* (vol.III p.905)によれば、「ヴェーダンニャという名の釈迦族とは、弓の訓練を積んだヴェーダンニャという名のある釈迦人」(vedhaññā nāma sakyā ti dhanumhi katasikkhā vedhaññānāmakā eke sakyā)である。

この「ヴェーダンニャ」はパーリ聖典ではここにのみ名が挙がる。

AN-A. (vol.III p.353)によれば「サーマ村はひえ、粟が多く産出されることからこのように名を得た(sāmagāmaketi sāmakānaṃ ussannattā evaṃladdhanāme gāmake)とある。

チャンパー【2】 - 《12》

Vinaya Campeyyakkhandhaka、『四分律』「瞻波捷度」、『五分律』「羯磨法」、『十誦律』「瞻波法」が等しく伝える記事であるが、カーシ国のヴァーサヴァ村にあったカッサバ姓の比丘が、客比丘から不当に挙罪され、チャンパーのガッガラ池の辺におられた釈尊のもとに訴えに行くというものである。カッサバ比丘が釈尊のもとに赴くのを雨安居明けの時と考えれば、釈尊はこの時チャンパーで雨安居されたことになる。雨安居を明示するのは『五分律』「羯磨法」の記事のみ⁽³⁾であるが、他の記事においても、釈尊が到着したカッサバ姓の比丘に対して「がまんでできるか？」とねぎらいの言葉をかけていることから⁽¹²⁾、これを同様に理解するならば、雨安居地伝承にチャンパーは含まれないので齟齬である。

これと異なる伝承を有するのは『根本有部律』「羯磨事」(梵蔵存、漢訳欠)である。ヴァーサヴァ村にいた比丘(ここではカッサバ姓とはされず、セーナーンジャヤ)が客比丘(ここでは六群比丘)に不当に挙罪されて、それを訴えに赴く先はチャンパーではなく舎衛城であり、そこで事情が釈尊の耳に入る。この記事に続いて釈尊がチャンパーのガルガー蓮池の辺におられた時のことが記されているが、上記とは関係を有さない記事である。『根本有部律』は雨安居地伝承と齟齬しない。

[1-3] パーリ資料のみが伝える雨安居地

イッチャーナンガラ【3】 - 《3》

*SN.054-011*の記事であるが、釈尊がイッチャーナンガラのイッチャーナンガラ林⁽¹⁾におられた時に、3ヶ月間独坐に入られたというものである⁽⁸⁾。その際に釈尊は食事を運

ぶ者以外に自分のもとの来ることを禁じられる。その3ヶ月を過ぎて独坐から起った釈尊は諸比丘に対し、「もしも外道から、沙門ゴータマはいずれの住法で雨安居を多く過ごすかと尋ねられたら、世尊は数息観によって雨安居を多く過ごす」と答えるように指示する。ここに雨安居への言及があり、これが雨安居時のことであったことを示しているものと解釈できる(①)。

しかし対応経の『雑阿含経』807と、これと同じ『根本有部律』「薬事」(大正24 p.032下)では、この一能伽羅国における独坐の期間が「二月坐禅」「二月宴坐」となっており、2ヶ月という必ずしも雨安居時を示さない数字になっている。『婆沙論』(大正27 p.135中)も「兩月宴坐」とし、このように有部系の伝承は、この時の釈尊の独坐を2ヶ月としているため、これを雨安居時と解釈しなければ、雨安居地伝承との齟齬はない。

なお釈尊はここだけではなく、処々でこのような独坐に入ったことが伝えられている。舎衛城において3ヶ月または4ヶ月独坐されたとするものについては【資料集5】【1】-《18》、【3】-《2》に、またヴェーサーリーにおける半月間の独坐が【資料集5】【5】-《4》にある。

- (1) イッチャーナンガラはコーサラ国中にあったバラモン村 (brāhmaṇagāma) である。DN.003 *Ambaṭṭha-s.* (vol. I p.087)、『長阿含経』020「阿摩晝経」(大正01 p.082上)、AN.005-003-030 (vol. III p.030)、『雑阿含経』1250 (大正02 p.343中)、AN.006-004-042 (vol. III p.341)、『雑阿含経』1251 (大正02 p.344上)、AN.008-009-086 (vol. IV p.340) cf. *Udāna 002-005* (p.013) では舎衛城祇園におられた釈尊のもとにイッチャーナンガラの一優婆塞が訪ねる。

アヌピヤー【3】-《13》

アヌピヤー (Anupiyā) はマッラ国の村 (nigama) の名である(①)。ヴァッジ国とするものもある(②)。アノーマー (Anomā) 河が近くを流れ、釈尊がカピラ城をカンタカに乗って出城し、落飾した場所としても知られる。

Vinaya Saṃghabhedakkhandhaka の記事によれば、釈尊がアヌピヤー (Anupiyā) 国のアヌピヤー (Anupiyā) 村におられた時、バツディヤ、阿那律、阿難、バグ、キンピラ、デーヴァダッタ、ウパーリが出家した。そして「その雨安居中に (ten' eva antaravassena)」バツディヤが三明を現証したとあり(③)、この時に釈尊はアヌピヤーで雨安居されたと読み取れる。*Dhammapāda-A.* (vol. I p.138) も同様である。ただし *Udāna 002-010*、*Jātaka 010 Sukhavihāri-j.* (vol. I p.140) の記事も同時期のことを記す記事であるが、雨安居に言及しない。

また、この事績は『四分律』「僧残010」(大正22 p.590中)、『五分律』「僧残010」(大正22 p.016下)の北伝系の伝承では、雨安居と結びつけられることがない。

釈迦族の子弟の出家を、釈尊のアヌピヤーにおける雨安居の時とするのはパーリの律蔵記事のみである。

- (1) DN.024 *Pātika-s.* (vol. III p.001) *ekaṃ samayaṃ bhagavā malleṣu viharati anupiyāṃ nāma mallānaṃ nigamo.*

『長阿含経』015「阿菟夷経」(大正01 p.066上)「一時佛在冥寧國阿菟夷土」。

- (2) 『中阿含経』112「阿奴波経」(大正01 p.600中)「一時佛遊跋耆瘦在阿奴波跋耆都邑」。

『阿耨風経』(大正01 p.853下)「一時婆伽婆。在跋耆城名阿耨風」。

ただし対応するパーリのAN.006-006-062 (vol.III p.402)では説処が全く異なり、コーサラのダンダカッパカ(Daṇḍakappaka)というニガマとする。しかし釈尊と阿難がアチラヴァティー河で沐浴するくだりは全てに共通する。

[1-4] 漢訳資料のみが伝える雨安居地

釈迦国・メーダルンパ【4】-《8》

メーダルンパ(Meḍalūpa, Medāḷūpa)は釈迦国の村(nigama)の名である(1)。MN.089 *Dhammacetiya-s.* (vol. II p.118)によれば、コーサラ王のバセーナディ王が所用で来ていたナガラカ(Nagaraka)から釈尊の滞在するメーダルンパまでの距離が3由旬であったという。註によればこのナガラカも釈迦国のニガマであった(2)。また *Dhammapada-A.* (vol. I p.357)によれば、バセーナディはこの時に付き従っていたディーガ・カーラーヤナ(Diḡha-kārāyana)の謀略により、王座をヴィドゥーダバに奪われる。メーダルンパとはそのような地である。

メーダルンパで釈尊が雨安居を過ごしたとするのは『雑阿含経』991(大正02 p.258上)のみである。釈尊がこの地で雨安居を過ごされた時に、ミガサーラー(Miḡasālā 鹿住)という優婆夷が、舎衛城の祇園で雨安居に入っていた諸比丘に対し、梵行者であった父プラーナ(Purāṇa)と非梵行者であった叔父イシダッタ(Isidatta)への記別が同じであることに不満を言うという内容である。雨安居を過ごし終えた諸比丘はメーダルンパに釈尊を訪ね、報告する。雨安居については「一時佛住釋氏彌城留利邑、夏安居。有餘比丘於舎衛國祇樹給孤獨園、夏安居」(①)と明示されている。

しかし同じ事績がAN.010-008-075 (vol. V p.137)、AN.006-005-044 (vol. III p.347)、『雑阿含経』991(大正02 p.257中)に見え、これらの記事は雨安居に言及せず、しかもこの時の釈尊の所在を舎衛城の祇園精舎とする。またミガサーラーからの苦情を聞くのは阿難である(3)。

(1) MN.089 *Dhammacetiya-s.* (vol. II p.118) ekaṃ samayaṃ bhagavā sakkesu viharati medāḷupaṃ nāma sakyānaṃ nigamo.

『中阿含経』213「法莊嚴経」(大正01 p.795中)「一時佛遊釋中在釋家都邑。名彌婁離」。

(2) MN-A. (vol. III p.348) nagarakan ti evaṃnāmakaṃ sakyānaṃ nigamaṃ.

(3) 『雑阿含』991が釈尊の所在をメーダルンパとすることはMN.089 *Dhammacetiya-s.* (vol. II p.118)と『中阿含経』213「法莊嚴経」の関連が考慮されるべきかもしれない。両経においてバセーナディがイシダッタ(仙餘)とプラーナ(宿舊)の両名が存命であるように言及しており(puna caparāhaṃ, bhante, ime isidattapurāṇā thapatayo mamabhattā mamayānā, ahaṃ nesam jīvikāya dātā, yasassa āhattā; atha ca pana no tathā mayi nipaccakāraṃ karonti yathā bhagavati. 復次。世尊。我於仙餘及宿舊二臣出錢財賜。亦常稱譽。彼命由我。)、同時にこの時、釈尊とバセーナディは共に80歳であるともされるため、プラーナとイシダッタの死は釈尊の最晩年に位置づけざるを得ない。イシダッタとプラーナの死後に位置づけられるこの『雑阿含』991も、MN.089、『中阿含経』213とほぼ同時期の記述と考えられた可能性がある。なおイシダッタとプラーナの存命中の記事としては他に【資料集5】【1】-《12》を参照。

釈迦国・シラーヴァティー【4】-《9》

シラーヴァティー (Silāvati) は釈迦族ゆかりの地と思われるが、場所、規模などはパーリ聖典によって得られる情報からは不明である⁽¹⁾。アッタカターでは silāvatinagara とされる。漢訳『雑阿含経』で「石主釈氏聚落」と訳されており⁽²⁾、これに従えば「聚落」すなわち村 (gāma?) ということになる。ここを説処とする経は数が少なく、またいずれの経にも魔が登場するという特徴がある⁽³⁾。この地と関連を有する人物としては Samiddhi (善覚) 比丘が登場するほか、Bandhura 比丘がこの地で誕生したとされる⁽⁴⁾。

『雑阿含経』1099 (大正02 p.289 上) に釈尊が釈迦族の石主釈氏聚落におられた時に、衆多の比丘が供養堂に集まって、作衣事をなしていた⁽⁴⁾とある。カピラヴァットゥ以外の釈迦族の地ということで、雨安居地伝承と齟齬する。しかし対応経の SN.004-003-001 には「衆多の比丘が釈尊のもとで熱心に不放逸に住していた」とあるのみで、雨安居時であることを示す「作衣」に言及していない。

シラーヴァティーで雨安居を過ごされたことを示す経は『雑阿含』1099のみである。

- (1) パーリ聖典では SN.004-003-001 (vol. I p.117) と SN.004-003-002 (vol. I p.119) で ekam samayaṃ bhagavā sakkesu viharati silāvatiyaṃ と表記されるのみである。Theragāthā-A. (vol. I p.120) に silavatīnagare という表記が見える。
- (2) 『雑阿含』1097 (大正02 p.288 中)、『雑阿含経』1098 (大正02 p.288 下)、『雑阿含経』1099 (大正02 p.289 上)、『雑阿含経』1100 (大正02 p.289 中)
- (3) SN.004-003-001 (vol. I p.117) : マーラが老バラモンの姿で現れて、愛欲の享受を進めて諸比丘を誘惑する。
『雑阿含経』1099 (大正02 p.289 上) : 同上
SN.004-003-002 (vol. I p.119) : マーラがサミッディを脅かそうとする。
『雑阿含経』1100 (大正02 p.289 中) : 同上。サミッディ=善覚
『雑阿含』1097 (大正02 p.288 中) : 悪魔波旬が四衆に説法する釈尊に対して、繫縛があるにもかかわらず教えを説くといって、釈尊を悩まそうとする。対応する SN.004-002-004 (vol. I p.111) は場所をコーサラ国、エーカサーラー・バラモン村 (ekasālāyaṃ brāhmaṇagāme) とする。
『雑阿含経』1098 (大正02 p.288 下) : 悪魔波旬が「王になって如法に統治しよう」釈尊を誘惑する。対応する SN.004-002-010 (vol. I p.116) は、場所をコーサラ国のヒマラーヤの地方の草庵とする (ekam samayaṃ bhagavā kosalesu viharati himavantapadese araṇṇakuṭīkāyaṃ) 。
- (4) Theragāthā-A. (vol. I p.120)

釈迦国・アーマラキー林【4】 - 《18》

『増一阿含経』045-002 (大正02 P.770 下) に、釈尊が「釋翅・闇婆梨果園」に大比丘衆500人とともにおられた時に、舍利弗と目連が雨安居を終えて500人の比丘をつれて釈翅村中に至り⁽⁷⁾、客比丘と旧比丘らが大声で話して騒がしくなり、そのため釈尊が舍利弗と目連を、彼らが連れてきた弟子ともども放逐するも、釈迦族の人々と梵天の嘆願によって許されるという記事がある。

この記事は MN.067 Cātumā-s. (vol. I p.456) と『遊四衢経』 (大正02 p.860 上) に対応が見出され、MN.067によれば、これはチャートゥマー (Cātumā) 村 (文脈から釈迦族の居住地であることが分かる) のアーマラキー林である⁽¹⁾。『遊四衢経』は場所を「釈氏舎夷阿摩勅葉樹園」とするが、この「舎夷」が Cātumā に対応するか否かは定かでは

ない。MN.067は雨安居に言及しないため、雨安居地伝承との齟齬はないが、『遊四衢経』に舍利弗と目連が「遊行諸国経歴一年、與大比丘衆、俱比丘五百還至菓樹」とあるのは、雨安居明けを示しているとも考えられる。

(1) 註によればチャートゥマーは村 (gāma) である。MN.-A. (vol.III p.172) Cātumāyan ti evaṃnāmake game.

パーヴァー【4】 - 《29》

『五分律』「食法」(大正 22 p.151 下)に釈尊がパーヴァー(波旬邑)に至り、そのマッラ人が釈尊を出迎えて「即請佛及僧夏安居四月」したとある。それを仏は黙然として受ける(⑤)。この時、釈尊は餅を食することを諸比丘に許す。

しかし対応記事を載せる *Vinaya Bhesajjakkhandhaka* (vol. I p.247)、『四分律』「菓捷度」(大正 22 p.873 下)、『十誦律』「医菓法」(大正 23 p.193 上)には雨安居を示す文言はない。

アンダカヴィンダ【4】 - 《41》

『十誦律』「医菓法」(大正 23 p.190 上)によれば、釈尊がアンダカヴィンダで雨安居を過ごし終わってから(①)ヴェーサーリーに向う途中で、リッチャヴィの人々が食事を供養しようとして準備している時に雨が降り始めて、阿難に相談し、房舎において淨地羯磨を為すことを定める。

対応記事を載せる *Vinaya Bhesajjakkhandhaka* (vol. I p.238)は場所を明示しないが、ヴェーサーリーにおいてのことと思われる、『四分律』「菓捷度」(大正 22 p.874 下)は場所を舎衛城とし、『五分律』「食法」(大正 22 p.149 下)はヴェーサーリーとする。これらはいずれも雨安居に言及せず、言及するのは『十誦律』のみである。

[1-5] その他の雨安居地

以下は【資料集 5】において【5】「その他」に分類したものであるが、これはその凡例に述べたように一応雨安居を暗示すると思われる表現様式を具えるが、釈尊の雨安居記事と認めるには困難を伴うものである。いかなる困難をともしようかは【資料集 5】の該当箇所に注記した。

摩鳩羅無種山【5】 - 《2》

MN.145 *Puṇṇovāda-s.*、『雑阿含経』311、『根本有部律』「菓事」に舎衛城・祇園において、ブンナが釈尊から簡略な説法を受けた後に、スナーバラタに赴き、「その雨期の中に」500人の優婆塞と500人の優婆夷を導き、自らは三明を得るという記事がある。もしもこれを釈尊が舎衛城・祇園精舎で雨安居された時のことと解釈するならば、舎衛城ならば雨安居地伝承との齟齬はないが、同様の記述を有する『満願子経』がこの時の釈尊の所在を「摩鳩羅無種山」としており、雨安居地伝承に挙がらない地を記載する。これを雨安居地伝承の第6年マンクラ山と同一視することもあり得ようが、これは別の地と考えるべきである(1)。

(1) 筆者は「摩鳩羅無種山」を雨安居地伝承の第6年「マンクラ山」とは別の地であると考え。拙論「マンクラ山——釈尊の第6年雨安居伝承地——について」(『印度學佛教學研究』53-1 2004年) pp.75~79において、「マンクラ山」とブンナにまつわる「マンクラカ精舎 (Maṅkulakārāma)」が別の地であるという結論に達したが、この「摩鳩羅無種山」は後者と

同一と考えられる。「無種」は‘akāraka’ ‘akāraṇa’といった語の訳語と考えられ、Maṅkulaka-ārāma を誤って切ったか、または異読に基づくのであろう。

釈迦国・デーヴァダハ【5】 - 《3》

SN. 022-002 (vol.III p.005) に釈尊が釈迦国のデーヴァダハ村におられた時に、西方に向かおうとする多くの比丘が世尊のもとに至り、釈尊に「大徳よ、我々は西方の地に行こうと思います。西方の地に居を定めようと思います」と述べ、舍利弗の説法を聞いてから出立するという記事があり、アッタカターにおいて「居を定める」とは「3ヶ月の雨安居を過ごすこと」と注釈されている。

対応する漢訳は2つあり、『雑阿含経』108 (大正 02 p.033 中) は釈尊の所在を同じく天現聚落 (=デーヴァダハ) として、さらに「欲還西方安居」と西方に向かう諸比丘が雨安居に入る目的で出立することを明示しており南伝と一致して齟齬を来すことになるが、『増一阿含経』041-004 (大正 02 p.745 中) はこの時の釈尊の所在をカピラ城のニグローダ園とし、また雨安居にも言及しないので、齟齬はない。

[1-6] このように聖典中には、雨安居地伝承に挙げられていない地においても、釈尊が雨安居を過ごされたとするケースが存する。ただしヴィデーハの記事のように、複数の対応する資料が一致して雨安居地伝承と齟齬する記事を書けるケースがないことも確かである。そこで聖典資料別に整理してみると本論末の付表2のような結果になる。

付表2からわかることは、パーリではAN.に、漢訳資料では『長阿含経』、『別訳雑阿含経』、『僧祇律』、『根本有部律』に雨安居地伝承と齟齬する記事が見られないということである。ただしAN.についてはパーリ (南方上座部) の他の文献については齟齬が存するのであるから、とりたてて注目する必要はない。

[2] 次の矛盾点は、雨安居地伝承に挙がるいくつかの地名について、その地において釈尊が雨安居を過ごしたという記事が原始仏教聖典中に見出されないというものである。

[2-1] マンクラ山 (Maṅkulapabbata、摩拘羅山)

アッタカターと『僧伽羅刹所集経』の雨安居地伝承がともに第6年とする。『八大霊塔名号経』『プトン』も1回を数える。

マンクラ山は『雑阿含経』では説処として言及されるけれども、パーリ聖典にいたっては雨安居記事どころか言及が一度もない地である。この地に言及する全資料は【論文12】の【3】 - [1-3] と [5] に挙がっている。

[2-2] チャーリヤ山 (Cāliyapabbata、柘梨山)

アッタカターは成道後第13, 18年に、『僧伽羅刹所集経』は第19年に置く。『八大霊塔名号経』『プトン』も1回を数える。

AN.009-001-003 (vol.IV p.354) と Udāna004-001 (p.034) において、釈尊が侍者比丘のメーギヤとともにチャーリカ山 (Cālika pabbata or Cālikāpabbata) におられた時に、そこからジャントウ (Jantu) 村へ赴いたとされ、このチャーリカ山がチャーリヤ山と同一の地を指すものと考えられる。

対応する漢訳の『中阿含経』「弥醯経」 (大正 01 p.491 上) はチャーリカ山には言及し

ないが、「一時佛遊摩竭陀國、在闍闐村芥捺林窟」とあり、闍闐（ジャントゥ）村は一致している。しかしこのいずれの資料においても雨安居時とする根拠が見出されない。詳細は【論文5】の【4】-【3】に述べたが、補足すべき点としては、この地における雨安居は2回とされており、その1回をこのメーギヤの一件であるとする、もう1件について、どのような事績を念頭においていたのか不明になる。これについて Bigandet の伝はチャーリカーの織工の娘の物語をこの時点のものとする。これは *Dhammapada-A.* (vol.III p.169) からの引用であるが、引用元では場所をチャーリカーではなくアーラヴィーとしている。

【2-3】 ナーラー・バラモン村 (Nālā brāhmaṇagāma)

パーリ・アッタカターは第11年とし、『僧伽羅刹所集経』には挙がらない。『八大霊塔名号経』『プトン』にも挙がらない。

ナーラー・バラモン村は「耕田バラモン」とも呼ばれるバーラドヴァージャと釈尊の対話がなされた地であるが、この対話を伝える記事に雨安居への言及はない。詳細は【論文5】【4】-【2】に述べた。

【2-4】 アーラヴィー (Āḷavi)

アッタカターは第16年に置く。『僧伽羅刹所集経』には挙がらないが、『八大霊塔名号経』『プトン』は1回を数える。

アーラヴィーで釈尊が雨安居を過ごしたとする資料は原始仏教聖典中には全く見出されない。アッタカターの雨安居地伝承が念頭に置いている釈尊のアーラヴィーにおける事績は、アーラヴァカ夜叉の一件であるが⁽¹⁾、アーラヴァカ夜叉の教化の事績を雨安居時にする根拠は聖典から得ることはできない。詳細は【論文5】【4】-【4】に述べた。

(1) このことについては【論文5】「原始仏教聖典資料に記された釈尊の雨安居地と後世の雨安居地伝承」の【1】-【2-1】 p.57に訳出した AN-A の記述を参照のこと。

【3】 原始仏教聖典に記される釈尊の雨安居記事を、雨安居地伝承が示す年代にあてはめると矛盾が生じるケースがあることも矛盾点として挙げられる。

【3-1】 アッタカターの雨安居地伝承において第5年がヴェーサーリー、第12年がヴェーランジャーとされる。ただし『僧伽羅刹所集経』は第12年を「摩伽陀閑居処」という不明の地にしている。

雨安居地伝承によれば、45回の雨安居の中、釈尊がヴェーサーリーで雨安居を過ごされたのは成道後第5年の1回のみである。回数のみを伝える伝承も1回とする点では同じである。

一方原始仏教聖典では『パーリ律』、『五分律』、『四分律』、『十誦律』の妄説得上人法戒（第四波羅夷）と実得上人法戒（波逸提法第八條）の制定の因縁譚において、釈尊がヴェーサーリーで雨安居されたことになっている（【資料集5】【2】-【5】、【2】-【6】）。それ故、雨安居地伝承に従えば、この2つの事件は釈尊成道後第5年に位置づけられる。

Vinaya、『五分律』、『四分律』がその序分において釈尊がヴェーランジャーでの雨安居の間に馬麦を食した事績を記し、この時に波羅提木叉の誦出を請う舍利弗に対し、釈尊は随犯随制の原則に則って、比丘に有漏法が生じていないと言ってこれを拒まれる。アッタカターの雨安居地伝承はヴェーランジャーの雨安居を第12年の1回とすることにより、この事績

を第12年に置くならば、この時点まで比丘に犯戒があつてはならないのであるが、釈尊がヴェーサーリーにおいて第5年の雨安居を過ごした時にすでに第4波羅夷の因縁となる事件が起きたことになり、矛盾する。

この理由によりアッタカターの雨安居地伝承と齟齬を来す関係にあるのは *Vinaya*、『四分律』、『五分律』、『十誦律』である。

また『僧祇律』は妄説得上人法戒と実得上人法戒の因縁の場所を舎衛城における雨安居時として、さらに妄説得上人法戒の制定を成道後第6年と明記するため、成道後14年まで舎衛城における雨安居を記さないアッタカターと『僧伽羅刹所集経』との両方の雨安居地伝承と齟齬を来たす関係にある⁽¹⁾。

『根本有部律』は妄説得上人法戒と実得上人法戒の因縁の場所を釈尊の最期の雨安居地であるヴェーサーリーの竹林村にするため、この矛盾は生じない。

(1) 『僧祇律』「雑誦跋渠法」(大正22 p.412中)は「世尊成道五年比丘僧悉清淨」として『僧祇律』の中では矛盾はない。

上記と関連して、何れの律でも妄説得上人法戒と実得上人法戒の因縁譚は、事件を引き起こす比丘が上人法を得ているか得ていないかの違いしかなく、内容的に等しい。『パーリ律』と『十誦律』は両方の因縁譚を繰り返して説くが、『五分律』と『四分律』は実得上人法戒の制定の因縁の詳細を妄説得上人法戒の制定の因縁に譲っている。それゆえ両者の戒の制定が同一時のことであるか、それとも別の時期に属することなのか、意図されているところは明確ではない。

しかしもし異なる時期に制定されたとするなら、ヴェーサーリーにおける雨安居は少なくとも2回になり、ヴェーサーリーにおける雨安居を1回のみとする雨安居地伝承(アッタカター、僧伽羅刹、回数を伝える伝承)と齟齬を来たす。

[3-2] 第9年コーサンビー、第10年パーリレツヤカ(枝提山)、第14年舎衛城

アッタカターと『僧伽羅刹所集経』の両者が第9年の雨安居をコーサンビーとしている。アッタカターの雨安居地伝承が第10年にパーリレツヤカを置くことから、アッタカターの雨安居地伝承が第9年に意図している事績はコーサンビーの破僧事件であると特定できる。釈尊がコーサンビーからパーリレツヤカに赴く記事が、*Vinaya Kosambakakkhandhaka*にあり、そのほかの釈尊がコーサンビーからパーリレツヤカに赴いたとする *MN.128 Upakkilesa-s.*、*SN.022-081*、*Udāna 004-005*の記事もそこに収斂されるからである⁽¹⁾。

『僧伽羅刹所集経』の第9年は同様にコーサンビー(拘苦毘国)であるが、第10年は「枝提山」とされる。この「枝提山」が「Ceti国の山」を意味すると見ればやはりコーサンビーの破僧と関連づけることができる。

まず『十誦律』「俱舍彌法」が、釈尊の移動を「俱舍弥」(コーサンビー)から「支提国」(チエーティ)に往いてそれから舎衛国に至るとする。

また *Vinaya* の *Kosambakakkhandhaka* でも、釈尊の移動は以下に見るように、コーサンビー→バーラカローナカーラ村(*Bālakaloṇakāragāma*)→パーチーナヴァンサダーヤ(*Pācīnavamsadāya*)→パーリレツヤカのラッキタヴァナサンダ(*Rakkhitavanasaṇḍa*)のバッダサーラ(*Bhaddasāla*)樹下であるが、このパーチーナヴァンサダーヤは *AN.008-003-030*によればチエーティ国内の地である(【資料集5】【2】-《3》)。それゆえ『僧

伽羅刹所集経』の「枝提山」はアッタカターのパーリレツヤカと案外同一の地を指しているとも考えられる。

Vinaya Kosambakakkhandhaka によって、釈尊がコーサンビーの破僧の後にパーリレツヤカに赴く記事の概要を示せば以下のようなものである。

釈尊がコーサンビーのゴータ園におられた時、ある比丘の行ないについてそれが罪であるか否かをめぐってそこのサンガに破僧が起こる。釈尊は長寿王の物語によって忍辱を説いて調停を試みるが、諸比丘はそれを聞かない。釈尊はバーラカローナカーラ村にてバグ (Bhagu) 比丘に会い、それから、パーチーナヴァンサダーヤにて阿那律、ナンディヤ、キンピラの3人に会う。それからパーリレツヤカのラッキタヴァナサンダのバツダサーラ樹下に住して、他の諸象に悩まされた象の奉仕を受ける。その後、釈尊が舎衛城の祇園精舎に住している時に、事を知ったコーサンビーの人々が比丘への供養を止めてしまい、反省したコーサンビーの諸比丘が舎衛城に到来し、舍利弗、目連、大迦葉、マハーカッチャーナ、マハーコッティタ、マハーカッピナ、大チュンダ、レーヴァタ、ウパーリ、阿難、ラーフラ、マハーパジャーパティー・ゴータミー、給孤独、ヴィサーカー・ミガーラマターが、釈尊にコーサンビーの比丘衆にどのように接するべきかを尋ねる。

これを第9年に位置づけた場合、破僧を引き起こした諸比丘への処遇を尋ねる人物の中に阿難とマハーパジャーパティー・ゴータミーが登場していることから雨安居地伝承との間に矛盾が生じる。阿難については、釈尊の晩年25年間あるいは「二十余年」、釈尊の侍者を勤めたという伝承が聖典中にあり、この情報によれば阿難が釈尊の侍者になったのは、早くて釈尊の成道後第21年、遅ければ第26年であったことになる。雨安居地伝承では、それはちょうど釈尊がそれ以後の雨安居を舎衛城に定めた頃にあたる⁽²⁾。それゆえ雨安居地伝承と矛盾しないためには、釈尊が舎衛城以外の地で雨安居を過ごしている記事に阿難が侍者として登場してはならないことになる。

またマハーパジャーパティー・ゴータミー比丘尼は最初の比丘尼であるが、その時すでに侍者を務めているらしい阿難のとりなしで、はじめて釈尊から出家を許されることから、彼女の出家は、阿難が侍者になって以降のことでなければならない。

以上の理由で、阿難とマハーパジャーパティー・ゴータミー比丘尼が登場するコーサンビーにおける破僧事件の記事が、雨安居地伝承によって第9年に置かれる場合、整合性が失われる。

釈尊がコーサンビーからパーリレツヤカかチェーティに赴き、しかも阿難がマハーパジャーパティー・ゴータミーが登場する資料は、*SN.022-081*、*Vinaya Kosambakakkhandhaka*、『五分律』「羯磨法」、『十誦律』「俱舍弥法」(阿難のみ登場)である。*SN.022-081*は阿難のみ、*Vinaya Kosambakakkhandhaka*と『五分律』「羯磨法」は両者を登場させ、『十誦律』はマハーパジャーパティー・ゴータミーのみを登場させる。

部分的に対応する記事を有する以下の資料は、示した理由により上記の矛盾と関係がない。

『雑阿含経』057は阿難が登場するが、釈尊がコーサンビーではなく舎衛城から半闍国波陀聚落・人所守護林・跋陀薩羅樹下に赴く。

『僧祇律』「単提 041」は阿難が登場するが、釈尊がコーサンビーではなく舎衛城から橋薩羅国・波利耶娑羅林賢樹下に赴く。

Udāna 004-005 (p.041) は阿難が登場しない。

『中阿含経』72「長寿王本起経」は阿難が登場しない。

MN.128 Upakkilesa-s. は阿難が登場しない。

『四分律』「拘睺弥捷度」は阿難は登場せず摩訶波闍波提が登場するが、釈尊がコーサンビーからパーリレッヤカかチエーティではなく舎衛城に赴く。

Mūlasarvāstivādinaya Kauśāmbavastu は阿難とマハーバジャーパティ・ゴータミーを登場させるが、コーサンビーで破僧を引き起こした比丘たちが、謝罪のために釈尊のおられる舎衛城にやってくるのが12年後とされて、破僧の収束までに長期の年月が設けられている⁽³⁾。そのため、雨安居地伝承に従ってコーサンビーの破僧が第9年に置かれても、和解は成道後第21年のことになる。そのため侍者の阿難が登場しても矛盾しない。また釈尊はコーサンビーからパーリレッヤカかチエーティではなく空を飛んで舎衛城に赴く⁽⁴⁾。

ここで舎衛城がアッタカタと『僧伽羅刹所集経』の両方の雨安居地伝承で第14年とされていることにも注目したい。上記のコーサンビーの破僧に関わる資料では、パーリレッヤカやチエーティを経て、すべて釈尊が舎衛城に赴いている。

釈尊の最初の舎衛城における滞在は雨安居を過ごす目的であったと考えられるため⁽⁵⁾、雨安居地伝承に従えば、第14年にはじめて釈尊は舎衛城に赴いたことになる。しかし上記の文脈からすれば、コーサンビーの破僧の時点において舎衛城に祇園精舎がまだなかったとは思われないのである。故に第9年にコーサンビー、第10年にパーリレッヤカ、第14年に舎衛城という時系列は不自然さを生む。

(1) 詳細は【論文5】【3】-《8》、【資料集5】【1】-《10》参照。

(2) 【論文12】【1】

(3) *Kośāmbakavastu*, (p. 187) *tathā eṣaṃ tayā īryayā caryayā vipratipattiyā dvādaśavarṣāṇi samatikrāntāni*; 北京版 *bka' 'gyur, 'dul ba, 'Ñe*, 124b/7-

(4) *Kośāmbakavastu* (p. 186) *atha bhagavāms … tata eva ṛddhyā upari vihāyasā pra[krānto] yena śrāvastī tena cārikāṃ prakrānto 'nupūrveṇa śrāvastim anuprāptaḥ.*; 北京版 *bka' 'gyur ba, 'dul ba, 'Ñe*, 124b/5-

(5) 【資料集5】【1】-《30》

[3-3] なお阿難の登場によって雨安居地伝承との間に齟齬が生じるという点では、本論【3】-[3-1]ですでに言及したアッタカタが第12年をヴェーランジャーとすることも同様である。ヴェーランジャーで釈尊が馬麦を食したことを伝える記事（【資料集5】【1】-《15》）の中、阿難は *Vinaya Pārājika*001、『四分律』「波羅夷001」・「捨墮028」、『五分律』「波羅夷001」、『十誦律』「波夜提044」・「医藥法」、『根本有部律』「葉事」の全てに阿難が登場している。ただし上述のように『僧伽羅刹所集経』は第12年を「摩伽陀閑居処」にしているため、こちらはこの矛盾を免れることになる。

雨安居地伝承が示す年代にあてはめると矛盾が生じるケースに該当する資料は、本論末の付表3に示した。

[4] 以上は聖典の記事が直接的に雨安居地伝承と矛盾してしまう例を挙げ連ねたものであるが、以下に、やや証明が困難な事項を含むけれども、雨安居地伝承の資料的価値を損なう状況証拠を示して考察を加える。

[4-1] 三十三天での雨安居を伝える聖典伝承は『雑阿含経』506,604と『増一阿含経』036-005に見出されるが、パーリ聖典には対応がなく（【資料集5】【4】-《7》）⁽¹⁾、南方上座部はアッタカターにおいてはじめてこれを採用したように思われるため⁽²⁾、この三十三天における雨安居の伝承は古くには遡り得ないであろう。雨安居地伝承がこれを雨安居地として挙げるのは、端的に雨安居地伝承の成立の新しさを示していると思われる。

(1) 釈尊が三十三天に昇り仏母マーヤーに説法したことを伝える資料は多くあるが、これを雨安居時と明示するものは、聖典では『雑阿含経』506,604と『増一阿含経』036-005に限られる。

他の諸資料については【資料集3】pp.178~179参照。また【論文5】p.107も参照のこと。

(2) *Jātaka-aṭṭhavaṇṇanā* 483, p.265, *Dhammapada-aṭṭhakathā* vol.III, p.216 など。

[4-2] アッタカターの雨安居地伝承では釈尊の成道後21年以降、『僧伽羅刹所集経』では26年以降の雨安居地がすべて舎衛城の祇園精舎か東園鹿子母講堂とされ、Bigandetが「多少は王舎城の竹林園」とするのは例外的である。

成道後20年までについては、雨安居地伝承が背景に意図している事績をある程度特定できるが、その後は全く具体性を欠き、その時点における事績が問題にされない⁽¹⁾。

また涅槃経において釈尊が最後の遊行に王舎城から出発していることや、第一結集が「飲食多く、臥坐処が豊かである」という理由により王舎城で行われたことは⁽²⁾、その時点で500人もの比丘が雨安居を過ぎ得るところが王舎城の他になかったこと示しており⁽³⁾、釈尊が後半生に全く王舎城で雨安居を過ごさなかったとする雨安居地伝承と全く調和しない。

上記から、阿難以前の侍者比丘の登場などを根拠として釈尊の成道後初期20年間に位置づけられた雨安居地以外を全て舎衛城にしてしまうといった恣意的な操作が、雨安居地伝承を形成したとの感は否めない。

実際、この伝承に不自然さを感じ取ったのは、現代の我々だけではないようである。前述のようにBigandetが「多少は王舎城の竹林園」としたり、*Paṭhamasambodhi*が成道後第29年まで異なる地名を挙げてリストを延長したことは、この不自然さをなんとかして解消しようとした苦心のあらわれではないであろうか？

(1) 【論文5】pp.56~63

(2) *Vinaya Pañcasatikakkhandhaka* (vol. II p.284) *rājagahaṃ kho mahāgocaraṃ pahūtasenā-saṇaṃ*.

(3) 『四分律』四分律「集法毘尼五百人」（大正22 p.967上）我等當於何處集論法毘尼多饒飲食臥具無乏耶。即皆言。唯王舎城房舎飲食臥具衆多。

『五分律』「五百集法」（大正22 p.190中）何許多有飲食床坐臥具。可得以資給集比尼。唯見王舎城足以資給。

『十誦律』「五百比丘結集三藏法品」（大正23 p.447上）復作是念。何處國土安隱。有好精舎。四事供養飲食無乏。無諸寇賊。即念王舎城中。四事供養具足無乏。國土安隱無諸賊寇。我等今當往到王舎城安居。如是思惟已。

[4-3] 雨安居地伝承は釈尊が最初の雨期をバーラーナシーのイシパタナで過ごされたとする。これは「受戒韃度」の記事にもとづいているであろう。雨安居地伝承がいちおう原始仏教聖典を典拠にしていることが、このような点に看取される。しかしながらおそらく釈尊は成道後の最初の雨安居をウルヴェラーにおいて過ごされたものと考えられる。このことについては本モノグラフ所載の森 章司【論文16】「遊行と僧院の建設とサンガの形成」

【1】-【3】を参照されたい。

[4-4] アッタカターの雨安居地伝承は第 12 年をヴェーランジャーとし、第 14 年を舎衛城・祇園精舎とする。舎衛城よりも早くにヴェーランジャーで雨安居を過ごすということは奇妙である。なぜなら地理的に、初期の拠点である王舎城から見て、ヴェーランジャーはコーサラよりもはるか西に位置しており、舎衛城に拠点としての祇園精舎が建立される以前に、それより西の地で雨安居を過ごすことがありえないと考えられるからである。そもそも給孤独長者が釈尊に舎衛城における雨安居を請うた時に、精舎があることが条件で承諾したとされる以上、祇園精舎建立以前に舎衛城よりも西方で雨安居を過ごすことはなかったとしなければならない。

[4-5] ちなみに Bigandet の伝では、阿難は第 2 年の雨安居の前に既に出家しており、第 3 年の雨安居の後に祇園精舎が建立され（釈尊は祇園精舎に赴くが雨安居はそこで過ごさず、王舎城に戻って第 4 年の雨安居を過ごす）、第 5 年には釈尊がヴェーサーリーで雨安居を過ごした後に浄飯王の死を知ってカピラ城に赴き、それからヴェーサーリーに帰りそこで比丘尼教団が成立している。雨安居地伝承に基づいたために、コーサンビーの破僧の事件を第 9 年に位置づけながらその時点で侍者のように振る舞う阿難とマハーバジャーパティ・ゴータミー比丘尼が登場することや、祇園精舎がコーサンビーやヴェーランジャーの雨安居の以前にすでに建立されており、釈尊が何度もそこに雨安居ではない滞在をすることを苦心して説明しようとしたこの不自然な時系列こそが、雨安居地伝承の問題を浮き彫りにしていると言えよう。

[4-6] 阿闍世王即位第 37 年

雨安居地伝承によれば、釈尊は 21 年以降、第 44 年（『僧伽羅刹所集経』では第 26 年から 44 年）までの釈尊の雨安居はすべて舎衛城の祇園精舎かもしくは東園鹿子母講堂になっている。これは、パーリのみ雨安居記事であるが、*DN.002 Sāmaññaphala-s.* の記事（【資料集 5】【3】-《1》）と齟齬を来たす。対応経の『長阿含経』027「沙門果経」（大正 01 p.107 上）は雨安居記事ではないため、矛盾はない。

「沙門果経」は王舎城で説かれた。ここに登場するのがビンピサーラ王ではなく、阿闍世王であることに注目する。阿闍世王がいつビンピサーラを殺して王になったのか、その年代は原始仏教聖典からは知ることができないが、以下の資料から阿闍世の即位年として釈尊の成道後第 37 年という数字が導き出される。

Mahāvamsa (II,32) :

ajātasattuno vasse aṭṭhame muni nibbuto;
pacchā so kārayī rajjaṃ vassāni catuvisati.(32)

阿闍世の〔即位〕第 8 年に〔釈迦〕牟尼が入滅し、その後、彼（阿闍世）は 24 年間統治した。

Samantapāsādikā (vol. I p.72) : 阿闍世王の〔即位〕第 8 年に覚者は般涅槃された (ajātasattussa hi aṭṭhame vasse sammāsambuddho parinibbāyi) 。

『善見律毘婆沙』(大正 24 p.687 上) : 應當知之。爾時阿闍世王。登王位八年佛涅槃。…

上記資料は釈尊の入滅を阿闍世王の即位第 8 年とする。阿闍世が王になったのは釈尊入滅の 8 年前であるから、45 から 8 を引いて釈尊成道後第 37 年が阿闍世の即位年となる。

釈尊雨安居地伝承の検証

阿闍世王の即位年を成道後第 37 年であるとする、「沙門果経」の記事は釈尊成道後 37 年以降のことになるが、雨安居地伝承は釈尊が成道後第 21 年以降（または第 26 年以降）舎衛城以外では雨安居しなかったと主張するのであるから矛盾してしまう。